

報道発表資料

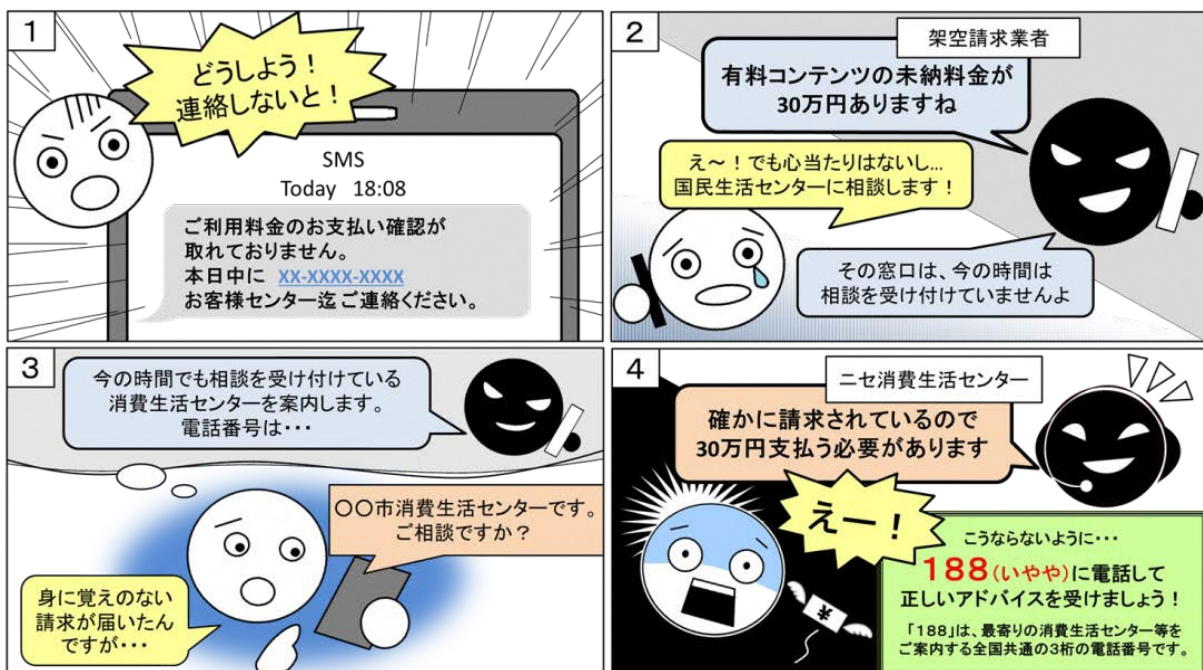
令和元年 7月18日
独立行政法人国民生活センター

“ニセ”消費生活センターを案内する新手の架空請求の手口にご注意！

「利用料金が未納である」というメッセージがSMSで届き、記載された電話番号に電話をしたところ、ニセの消費生活センターを案内され、「お金を支払うように」とウソの助言をされるという新手の架空請求の手口に関する相談が、国民生活センターに寄せられています。

1. 相談事例

「利用料金の支払いがない。お客様センターに相談するように」というメッセージがSMSで届いた。記載された番号に電話をかけると、大手信販会社Aを名乗り、「有料コンテンツの未納料金があり、債権回収の委託を受けた。30万円を支払うように」と言われた。心当たりはなかったので「国民生活センターに相談する」と伝えたところ、「その窓口は、今の時間は相談を受け付けていない」と言われ、居住地の自治体の消費生活センターだという電話番号を案内された。電話をかけて経緯を説明すると、「その請求は確かにAからのものなので、支払う必要がある」と言われ、指示されたとおりにプリペイド型電子マネーで30万円を支払ってしまった。その後、Aを名乗る業者から再度電話があり、「さらに2つの有料コンテンツの未納が見つかった。総額50万円を支払うように」と言われ、怪しいと気付いた。案内された番号は、自治体の消費生活センターの番号ではなく、ウソの番号だった。
(2019年7月受付)



2. 消費者へのアドバイス

(1) 消費生活センター等への相談は、局番なしの「188 (いやや!）」に電話しましょう!

消費生活センターに相談しようとしていることを逆にとり、架空請求業者がニセの消費生活センターの電話番号を電話口で案内する新手の手口が見られます。架空請求業者から案内される番号にかけると、消費生活センターになりすました業者から「お金を支払うように」とウソのアドバイスをされてしまいます。

消費生活センター等の相談受付時間外の場合であっても、慌てずに、翌日相談しましょう。また、消費生活センター等へ相談する場合は、「188 (いやや!）」に電話、と覚えておきましょう。「188 (いやや!）」は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

(2) 不審なSMSやメール、ハガキが届いても絶対に連絡してはいけません!

「料金が未納」等と書かれたSMSやメール、ハガキに記載されている連絡先に連絡してしまうと、相手とのやり取りの中で自分の情報を相手に知られてしまい、その情報を元にさらに金銭を請求される可能性があります。身に覚えのない場合は、絶対に連絡してはいけません。

3. 情報提供先

消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)

内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)